令和８年度　第１回静岡県環境審議会廃棄物リサイクル部会

日時：令和８年５月 29 日（金）13:30～15:30
場所：静岡県庁別館 20 階第一会議室Ａ

次　　第

１　開　会

２　挨　拶

３　静岡県環境審議会廃棄物リサイクル部会委員紹介

４　部会長選出

５　審　議
（１）第４次静岡県循環型社会形成計画の進捗状況　　【資料１】
（２）第５次静岡県循環型社会形成計画の基本的な策定方向　【資料２】

６　次回の予定について

７　閉　会

令和８年度　第１回静岡県環境審議会廃棄物リサイクル部会

座　席　表

日時：令和８年５月 29 日（金）
13:30～15:30
場所：静岡県庁別館 20 階第一会議室Ａ

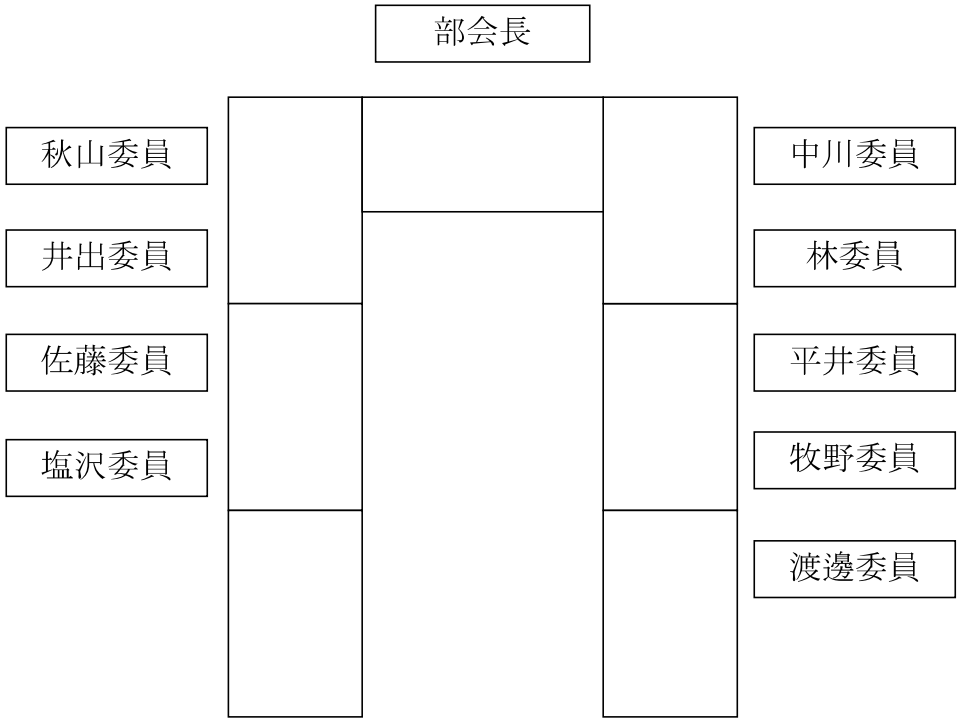

中　村	鈴　木	緒　方	濟　藤	宮　野
不法投棄対策班長	産業廃棄物班長	課　長	課長代理	資源循環班長

資源循環班	資源循環班	資源循環班	資源循環班

静岡県環境審議会　廃棄物リサイクル部会　　委員名簿

氏名	所属・役職	審議会委員	特別委員
秋山 雅幸	（公社）静岡県産業廃棄物協会 専務理事		○
井出　弘之	株式会社静鉄ストア 管理本部副本部長　人事総務部部長		○
佐藤 髙	掛川市くらし環境部環境政策課長		○
塩沢 秀明	静岡県環境保全協会　副会長 （静岡ガス(株)コーポレートサービス副本部長 兼 総務部長）	○	
中川 教子	静岡県消費者団体連盟　副会長	○	
林 信濃	常葉大学経営学部経営学科 教授		○
平井 一之	（一社）静岡県環境資源協会　会長		○
牧野 正和	静岡県立大学食品栄養科学部 教授	○	
渡邊 惠子	NPO法人エコハウス御殿場 事務局長		○

（敬称略、五十音順）

令和8年度　第1回静岡県環境審議会廃棄物リサイクル部会

資料1

第4次静岡県循環型社会形成計画の進捗状況について

令和8年5月29日

くらし・環境部 環境局 廃棄物リサイクル課

第4次計画　成果目標指標の推移と評価①

指標	基準 （R1年度）	目標 （R8年度）	実績 （R6年度）	達成度 評価
一般廃棄物の1人1日当たり排出量（g/人日）	885	848	（R6年度） 791	A
一般廃棄物の1人1日当たり最終処分量（g/人日）	43	39	（R6年度） 33	A
産業廃棄物の最終処分量（千トン/年）	229	毎年度 229	（R5年度） 228	A

第4次計画　目標指標の推移と評価②

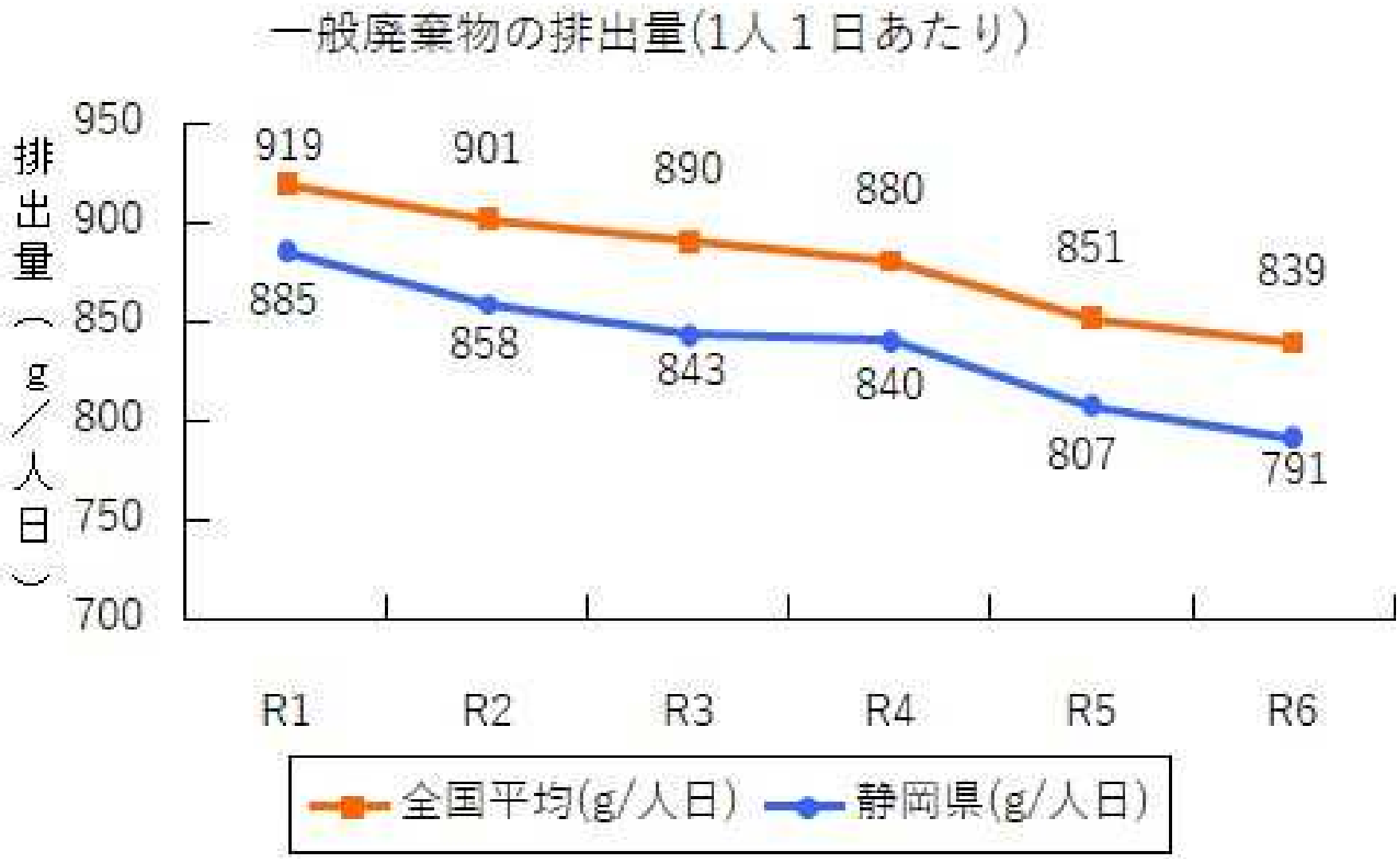

第4次計画　目標指標の推移と評価③

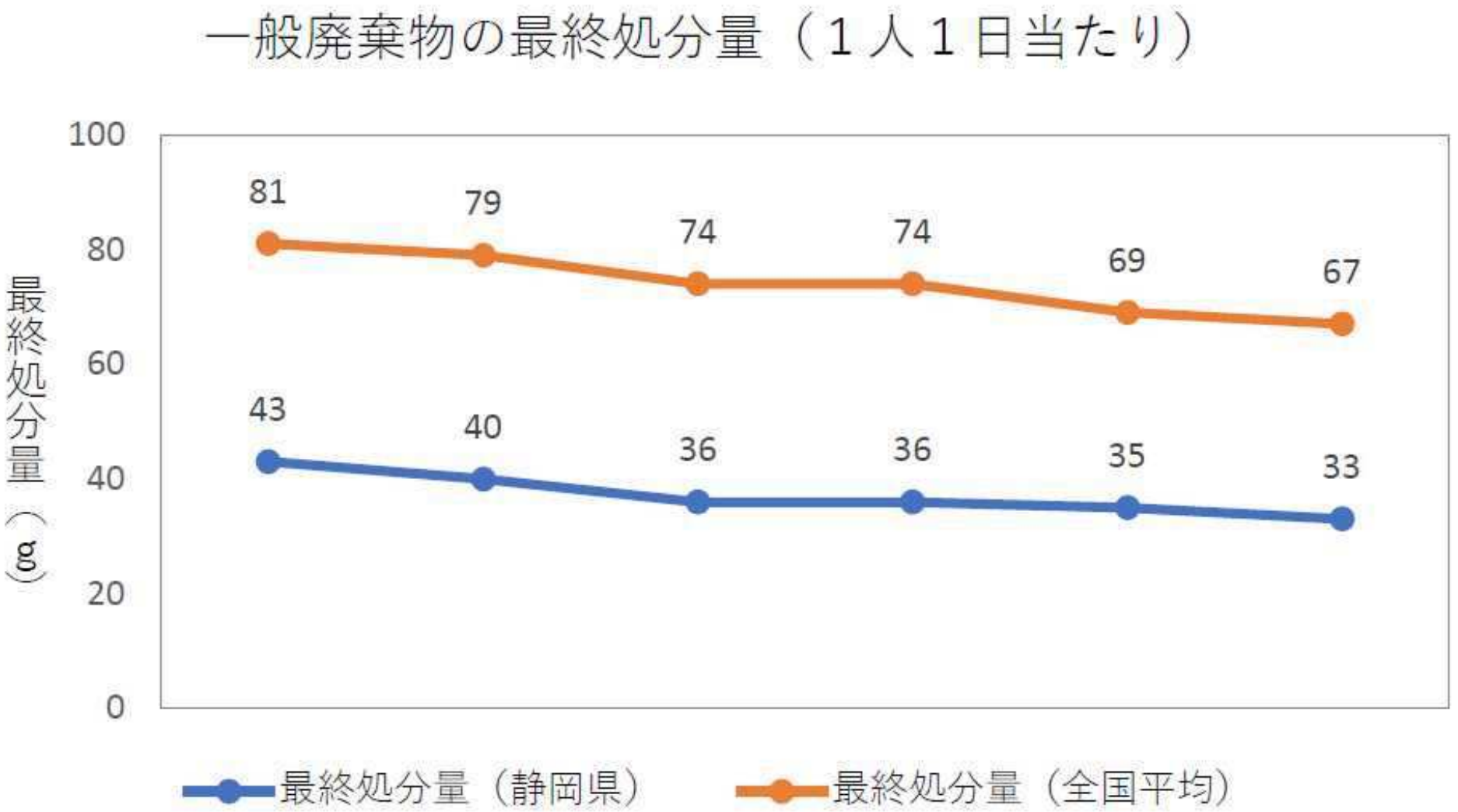

第4次計画　目標指標の推移と評価④



5

第4次計画　評価等

一般廃棄物の排出量（１人１日当たり）及び最終処分量はR1年度以降の新型コロナ感染症拡大時の活動自粛期間を経て、減少傾向が継続している。

産業廃棄物最終処分率はほぼ横ばいで推移している。
最終処分量の増減は経済活動の盛衰と一致しないため、継続的な監視が必要

⇓

一般廃棄物の排出量、最終処分量については、目標を前倒しで達成している。産業廃棄物の最終処分量は増減があるもののほぼ横ばい。
資源循環の観点から、排出事業者に働きかけて資源循環の促進により、最終処分量の削減を目指す必要がある。

●県民一人ひとりが家庭、事業所、地域で廃棄物の発生抑制に取り組むほか、事業者の資源循環への取組を促進する必要がある。

資料２

令和８年５月 29 日

第５次静岡県循環型社会形成計画の策定

◎ 計画策定のポイント

<table>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="3">第４次計画</td><td colspan="3">第５次計画(案)</td></tr>
<tr><td colspan="2">計画期間</td><td colspan="3">令和４～８年度の５年間</td><td colspan="3">令和９～13 年度の５年間</td></tr>
<tr><td colspan="2">標語</td><td colspan="3">“捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。
～ふじのくにのゼロエミッション～</td><td colspan="3">検討中</td></tr>
<tr><td colspan="2">コンセプト</td><td colspan="3">人口減少や少子高齢化の進展、新型コロナ感染症などの課題に対応しつつ持続可能な循環型社会の形成を推進する。</td><td colspan="3">県民のウェルビーイング実現に向けて、生活環境を守り資源循環を推進することで環境負荷を低減し、経済活動の安定と成長を両立させることで、持続可能な循環型社会の形成を推進する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">目標指標</td><td>区分</td><td>区分</td><td>実績
R1</td><td>目標
R8</td><td>区分</td><td>実績
R6</td><td>目標
R13</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一般廃棄物</td><td>１人１日当たり
排出量(g/人日)</td><td>885</td><td>848</td><td>１人１日当たり
排出量(g/人日)</td><td>791</td><td>731</td></tr>
<tr><td>１人１日当たり
最終処分量（g/人日）</td><td>43</td><td>39</td><td>最終処分量(ｔ/年)</td><td>42,556</td><td>40,729</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物</td><td>最終処分量(千ｔ/年)</td><td>228</td><td>毎年度
229</td><td>最終処分量(千 t/年)</td><td>229</td><td>毎年度
229</td></tr>
<tr><td colspan="2">基本方針</td><td colspan="3">基本方針１　３Ｒの推進
基本方針２　廃棄物適正処理の推進
基本方針３　サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり</td><td colspan="3">基本方針１　循環社会の形成促進
基本方針２　循環産業の成長促進
基本方針３　廃棄物適正処理の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="4">特徴</td><td>主な指標</td><td colspan="3">廃棄物の排出量の削減
■３Ｒ（発生抑制、再使用、再生利用）の中で、発生抑制を最重視</td><td colspan="3">廃棄物の排出量・最終処分量の削減
※循環型社会の形成促進に資する指標を検討</td></tr>
<tr><td>対象</td><td colspan="3">県民、事業者、行政（県・市町）</td><td colspan="3">従来どおり</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="3">■循環させる経済の仕組み（サーキュラーエコノミー）への移行を推進する。
■世界的問題であるプラスチックの適正利用、適正処理をより一層推進する。</td><td colspan="3">■循環社会の形成を促進させるため、廃棄物の発生抑制、再使用を推進する。
■循環産業の成長を促進させるため、サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり、資源循環の高度化を促進する。</td></tr>
<tr><td>施策の取組</td><td colspan="3">■３Ｒのうち、①発生抑制、②再使用、③再生利用の順で取組を推進
■世界的問題である廃プラ、食品ロスの削減を推進する。</td><td colspan="3">■県民が取り組む廃棄物の発生抑制を促進
■事業者が取り組む循環産業の高付加価値化を促進</td></tr>
<tr><td>連携</td><td colspan="3">多様な主体との連携強化</td><td colspan="3">動静脈連携の推進</td></tr>
</table>

資料３

基本方針と具体的な取組

区分	施策の柱	具体的な取組
基本方針1 循環社会 の形成促進	廃棄物の発生抑制、 再使用の推進	衣・食・住で取り組む発生抑制
		ごみ処理有料化の検討
		3Rの推進
		エシカル消費の促進
		食品ロス削減の推進
		啓発・関係機関との連携強化
	プラスチックごみ 対策の推進	海洋プラスチックごみ防止対策の推進
		プラスチック資源リサイクルの徹底
基本方針2 循環産業 の成長促進	サーキュラーエコノミーに 向けた基盤づくり	リサイクル認定製品利用の促進
		プラスチック代替素材転換の促進
		㊎未利用資源の活用
		㊎GXの推進
		廃棄物発電の促進
		埋立量削減・再資源化の促進
		各種リサイクルの推進
	㊎資源循環の高度化	㊎循環産業の高付加価値化の推進
		㊎高品質リサイクルの推進
		㊎動静脈連携の推進
基本方針3 廃棄物適正処理 の推進	事業者指導の強化と 優良事業者の育成	排出事業者、産業廃棄物処理施設・処理業者への指導の徹底
		㊎不適正ヤード監視・指導強化
		優良産廃処理業者認定取得業者の拡大
		電子マニフェストの普及促進、ICTの活用
		各種リサイクル法に基づく監視・指導の実施
		事業者表彰の実施
	不法投棄対策の推進	ICTを活用した早期発見・早期撤去の取組拡大
		関係者との緊密連携
	災害廃棄物の適正処理の推進	広域連携体制の構築
	廃棄物処理体制の充実	ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化の推進
		不用品回収業者対策の強化

資料4

第５次静岡県循環型社会形成計画　テーマ（案）

区分	スローガン・キャッチコピー
第１次（H18～22）	“まずは１割”ごみ削減運動
第２次（H23～27）	「もったいない！」“さらに１割”ごみ削減
第３次（H28～R3）	あーす（明日・Earth）のために“もったいない”衣・食・住でごみ削減
第４次（R4～R8）	“捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。 ～ふじのくにのゼロエミッション～
案１	くらしが変わる。資源がめぐる　～地域も人も元気になる循環のかたち～
案２	未来につなぐ行動から　環境と豊かさが両立するしずおかへ
案３	くらしから広げよう　～資源を循環させて育む豊かなしずおか～
案４	使い終わりを、始まりに　～資源も思いもめぐるしずおか～
案５	“もったいない”の、その先へ。～豊かさを育てるしずおかの循環～

第５次静岡県循環型社会形成計画の概要

〇〇〇〇（キャッチフレーズ）

資料５

［計画期間：令和９～13年度］
（2027～2031）

Well-Being 静岡県 SHIZUOKA PREFECTURE

計画策定の趣旨

平成18年度に第１次、23年度に第２次、28年度に第３次、令和３年度に４次と計画を策定し、廃棄物の削減とサーキュラーエコノミーに向けた基盤づくりなどに取り組んできた。

循環型社会の形成のためには、これまでの取組を更に進めるとともに、新たな課題に対応した取組を推進する必要がある。 このため、第４次計画の進捗状況を分析し、令和９年度を開始年度とする「第５次静岡県循環型社会形成計画」を策定し、県民のウェルビーイングの実現に向けて持続可能な循環型社会の形成を推進する。

計画策定の背景（社会状況）

○世界においては、地球温暖化や資源枯渇・生物多様性の喪失が進行し、持続可能な資源循環が国際課題となっており、廃棄物を減らし、リサイクルや再資源化を促進して環境負荷を低減する循環型社会の実現が求められている。
○国内においては、中東情勢による石油資源供給の不安定化を背景に、資源の安定確保や依存軽減のため、リサイクル・再資源化の推進が一層求められている。
○県民のウェルビーイング実現のためには、生活環境を守り資源循環を推進することで環境負荷を低減し、経済活動の安定と持続可能な成長を両立させることが求められている。

計画の位置付け

○循環型社会形成推進基本法に基づく
循環型社会形成計画
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく
廃棄物処理計画
○食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく
食品ロス削減推進計画

現状と今後の目標

静岡県の廃棄物の状況

一般廃棄物の排出量・最終処分量は減少を続けており、排出量は全国平均より少量を維持。

産業廃棄物の排出量・最終処分量は若干の増減はあるものの横ばい。

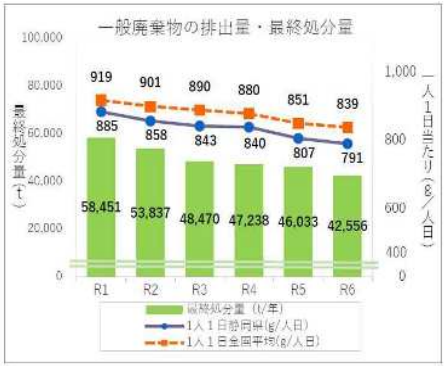

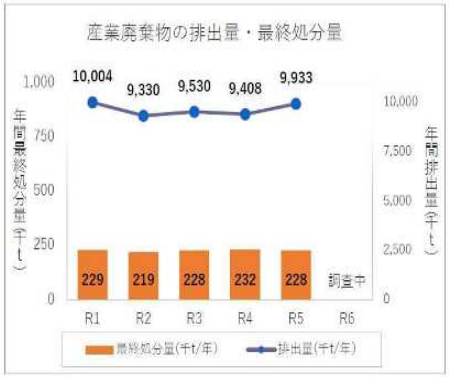

目標数値

指標	R6 年度（実績）	R13 年度
〈継続〉一般廃棄物 1人1日当たりの排出量(g/人日)	791	731
〈新〉一般廃棄物 最終処分量(t/年)	42,556	40,729
(参考)県総合計画成果指標 一般廃棄物の最終処分量(t/年)	(目標 令和 10 年度) 45,467	
〈継続〉産業廃棄物 最終処分量(千t/年)	229	毎年度 229

循環社会の概念図



ごみにならないよう①リデュース(発生抑制)②リユース(再使用)に努め、ごみとなった場合には分別を徹底し③リサイクル(再生利用)、再生利用できない場合は廃棄物処理の中で④エネルギー回収を行い、最終的に利用できないものは適正に処分する。

具体的施策の基本方針

＜基本方針１＞循環社会の形成促進

(1) 廃棄物の発生抑制、再使用の推進
ア 衣･食･住で取り組む発生抑制
イ ごみ処理有料化の検討
ウ ３Ｒの推進
エ エシカル消費の促進
オ 食品ロス削減の推進
カ 啓発・関係機関との連携強化
(2)プラスチックごみ対策の推進
ア 海洋プラスチックごみ防止対策の推進
イ プラスチック資源リサイクルの推進

＜基本方針２＞循環産業の成長促進

(1) サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり
ア リサイクル認定製品利用の促進
イ プラスチック代替素材転換の促進
ウ 未利用資源の活用
エ GXの推進
オ 廃棄物発電の促進
カ 埋立量削減・再資源化の促進
キ 各種リサイクルの推進
(2)資源循環の高度化
ア 循環産業の高付加価値化の促進
イ 高品質リサイクルの促進
ウ 動静脈連携の推進

＜基本方針３＞廃棄物適正処理の推進

(1) 事業者指導の強化と優良事業者の育成
ア 排出事業者、産業廃棄物処理施設・処理業者への指導の徹底
イ 不適正ヤード監視・指導強化
ウ 優良産廃処理業者認定取得業者の拡大
エ 電子マニフェストの普及促進、ＩＣＴの活用
オ 各種リサイクル法に基づく監視・指導の実施
カ 事業者表彰の実施
(2) 不法投棄対策の推進
ア ＩＣＴを活用した早期発見・早期撤去の取組拡大
イ 関係者との緊密連携
(3) 災害廃棄物の適正処理の推進
ア 広域連携体制の構築
(4) 廃棄物処理体制の充実
ア ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化の推進
イ 不用品回収業者対策の強化

県民	○廃棄物の排出抑制や循環利用に向けた分別の実践、環境配慮設計された商品やサービスの選択
事業者（製造・販売等の排出事業者、処理事業者）	○事業活動による廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を重視した事業活動の推進 ○事業活動で生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理
県・市町	○廃棄物の循環利用や適正処理の推進、処理体制の充実、連携の促進